

Press Release

平成26年3月24日
日本弁理士会

知財の力で中小企業をバックアップ

—知財総合支援窓口で「弁理士」に相談できるようになります—

平成26年4月から、全国各地の知財総合支援窓口で、毎週1回知的財産の専門家である弁理士が常駐し、中小企業の悩みをタイムリーに相談できるようになります。

経済産業省特許庁では、平成23年度から全国47都道府県に「知財総合支援窓口」を設置し、中小企業の知的財産に関して様々な相談に応じるワンストップサービスを提供しています。そしてこの4月からは、日本弁理士会が全国の窓口に常駐相談員として、知的財産の専門家であり、国家資格者である弁理士を派遣し、支援することになりました。

アベノミクスの成長戦略のもと、本年1月に施行された産業競争力強化法を受け、日本の全企業の99%以上を占める中小企業の成長が今後の日本経済の成長に大きなウエイトを占めます。国内市場が飽和状態である今日、多くの中小企業が独自の技術と戦略を駆使し、また海外に打って出ていけるよう支援していくことが重要です。そのようなノウハウの蓄積の少ない中小企業をサポートする、それが知財総合支援窓口の狙いであり、その更なるサービスの充実が渴望されています。

知的財産と一言でいっても、その範囲は広く、特許、商標、意匠（デザイン）から著作権、ひいては訴訟や模倣品対策、外国関係まで多岐に渡ります。今回はそのすべてに対応できるよう、専門性の観点から弁理士を選しました。これらの弁理士を相談窓口に常駐化させることにより、相談のミスマッチが減り、より掘り下げたサービスを提供することが可能となります。

当会は、支援弁理士を通じて、中小企業等の知財活動の水先案内人として、窓口対応のみにとどまらず、窓口の充実にむけたあらゆる提案や知財に関する講習会の企画を行う等、事業を全面的に支援してまいります。

